

判決年月日	平成１６年９月３０日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第１部
事 件 番 号	平成１６年（行ケ）２０６号		
○ 「秘書士」の文字からなる商標が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるとはいえないとされた事例			

Xは、「秘書士」の文字からなる商標（本願商標）について、第41類「教育」を指定役務として、商標登録出願をしたところ、商標法4条1項7号に該当するとの理由により拒絶査定を受け、これに対する不服審判請求についても不成立とする審決を受けたので、本訴を提起した。

なお、審決は、一般国民は、末尾に「士」の付された名称に接した場合、一定の国家資格を付与された者を表しているとして理解することが多いところ、文部科学省認定の職業技能検定の一つとして「秘書技能検定」という公的資格が知られているから、本願商標に接する取引者、需要者は、「秘書技能検定」のほかに、秘書職に関する国家資格が存するかの如く誤信する場合があることは否定できず、本願商標の登録を認めることは、国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせ、国民の信頼を害し、社会公共の利益に反するものといわざるを得ないとしたものである。

本判決は、「本願商標は、その出願に至る経緯の観点から検討しても、また、国家資格等との誤認を生ずるおそれの有無の観点から検討しても、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるとはいえない。」と判示して、審決を取り消した。

まず、本判決は、出願に至る経緯の観点について、「①本願商標は、実質的には、全国大学実務教育協会（教育協会）の出願に係るものであること、②教育協会は、多数の大学、短期大学から構成される団体であって、財団法人実務技能検定協会（検定協会）設立の約1年半後に設立されてから現在まで約31年間にわたり、秘書教育の充実等を目的とする多様な活動を続けてきた団体であること、③教育協会は、上記活動の一環として、秘書技能検定の始まった2年後から現在まで約29年間にわたり、秘書学概論、秘書実務等の一定の科目を履修した者について、「秘書士」の称号の認定を与えてきたものであり、その累計認定数は、30万件以上に上ることが明らかである。そして、教育協会の行ってきた「秘書士」の称号認定は、秘書技能検定の規模には及ばないものの、30年近くの長期間にわたって相当の量的規模により行われてきたものであるから、秘書教育の関連分野における取引者、需要者の間において、秘書技能検定と並んで周知となっていたと認められる。これらの事情に照らせば、教育協会の代表者であるXが、実質的には教育協会のために、「秘書士」の文字からなる本願商標につき、「教育」を指定役務として商標登録出願をしたことは、その行為の目的、態様に照らして社会的に相当なものといえることができる。」と判示した。

次に、本判決は、国家資格等との誤認を生ずるおそれの観点について、「本願商標と

「秘書技能検定試験 1 級，準 1 級，2 級，3 級合格」という公的資格の類否について検討する。本願商標の要部は全体であり，上記公的資格の要部は「秘書技能検定」の部分であると認められる。そこで，「秘書士」と「秘書技能検定」の語を対比すると，両者の外観，称呼上の相違点は大きいといわざるを得ないところ，観念については，いずれも秘書実務の基本的技能を身に付けることを内容とする意味では共通する点があることを考慮しても，外観，称呼，観念の全体を総合すると，両者が，一見紛らわしく誤認を生じるほど類似するものということとはできない（「秘書士」の称号認定の前記周知性を考慮すれば尚更である）。したがって，本願商標は，上記公的資格と誤認を生ずるおそれがあるものとはいえない。」と判示した。